（吹出し管及び吹出し弁の大きさと数）

第七十八条　蒸気ボイラー（貫流ボイラー（多管式貫流ボイラーを除く。）を除く。）には、スケールその他の沈殿物を排出することができる吹出し管であって吹出し弁又は吹出しコックを取り付けたものを備えなければならない。

2　前項の吹出し弁及び吹出しコックの数並びに吹出し管の設置方法は、日本産業規格Ｂ八二〇一（陸用鋼製ボイラー構造）に定めるところによらなければならない。

（削る）

（鋳鉄製ボイラーの制限）

第八十八条　次の各号に掲げる蒸気ボイラー又は温水ボイラーは、鋳鉄製としてはならない。

一　（略）

二　圧力〇・五メガパスカル（日本産業規格Ｂ八二〇三（鋳鉄ボイラー構造）又はこれと同等と認められる規格に定めるところによって破壊試験を行い、当該試験の結果に基づき最高使用圧力を算定する場合にあっては、一メガパスカルまで）を超える温水ボイラー

三　（略）

（圧力計、水高計及び温度計）

第九十六条　（略）

2　（略）

3　第六十六条の規定は蒸気ボイラーの圧力計（前項ただし書の圧力計を除く。）について、第六十七条の規定は温水ボイラーの水高計及び前項ただし書の圧力計について、第六十八条第二項の規定は温水ボイラーの温度計について準用する。

（圧力容器構造規格の一部改正）

第二条　圧力容器構造規格（平成十五年厚生労働省告示第百九十六号）の一部を次のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（材料の許容引張応力） **第三条**　材料（鋳造品を除く。）の許容引張応力は、次の各号に定めるところによる。 一　鉄鋼材料及び非鉄金属材料の許容引張応力は、次に掲げる値のうち最小のものとする。 イ　常温における引張強さの最小値の三・五分の一 ロ　材料の使用温度における引張強さの三・五分の一 ハ・ニ　（略） 二・三　（略） 2　（略） （材料の許容圧縮応力） **第六条**　材料（鋳鉄を除く。）の許容圧縮応力は、許容引張応力又は許容座屈応力のうち、いずれか小さい値に等しい値とする。 2　（略） （板の厚さ） **第十条**　胴その他圧力を受ける部分に使用する板の厚さは、日本産業規格Ｂ八二六七（圧力容器の設計）又はこれと同等と認められる規格に定めるところによらなければならない。 （削る） （削る）	（材料の許容引張応力） **第三条**　材料（鋳造品を除く。）の許容引張応力は、次の各号に定めるところによる。 一　鉄鋼材料及び非鉄金属材料の許容引張応力は、次に掲げる値のうち最小のものとする。 イ　常温における引張強さの最小値の四分の一 ロ　材料の使用温度における引張強さの四分の一 ハ・ニ　（略） 二・三　（略） 2　（略） （材料の許容圧縮応力） **第六条**　材料（鋳鉄を除く。）の許容圧縮応力は、許容引張応力に等しい値とする。 2　（略） （板の厚さ） **第十条**　胴その他圧力を受ける部分に使用する板の厚さは、次の各号に掲げる板の種類に応じ、それぞれ各号に掲げる厚さとしなければならない。 一　炭素鋼鋼板及び低合金鋼鋼板　二・五ミリメートル以上 二　高合金鋼鋼板及び非鉄金属板　一・五ミリメートル以上